

運営主体の運営状況に係る評価基準

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 放課後児童クラブの理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が放課後児童クラブ内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、放課後児童クラブが実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた放課後児童クラブの使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、放課後児童クラブの理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 利用者数・利用者像等、放課後児童クラブのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、放課後児童クラブが位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に放課後児童クラブのコスト分析や放課後児童クラブ利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。

単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。

単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。

計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握れている。

事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。

事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。

事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。

事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。

事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく放課後児童クラブの質の向上に関する取組を実施している。
- 放課後児童クラブの内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、富士市放課後児童クラブ運営評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

【判断基準】

- a) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 運営主体は、自らの放課後児童クラブの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 運営主体は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。
- 運営主体は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における運営主体の役割と責任について、責任者不在時の権限委任等を含め明確化されている。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

運営主体は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。

運営主体は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。

運営主体は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。

運営主体は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

Ⅱ-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

1.2 Ⅱ-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

□運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

□運営主体は、放課後児童クラブの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

□運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

□運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

□運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

1.3 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

□運営主体は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。

□運営主体は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。

□運営主体は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。

□運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

1.4 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 放課後児童クラブの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- 放課後児童クラブとして、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

放課後児童クラブの理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。

人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。

一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。

職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。

把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

□組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。

□個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。

□職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。

□職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。

□職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 組織が目指す放課後児童クラブを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している放課後児童クラブの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

評価の着眼点

個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。

新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。

さまざまな職員が参加して、事例検討を実施している。

階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。

外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。

職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

20 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報を公表していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、放課後児童クラブの理念や基本方針、提供する育成支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 放課後児童クラブにおける地域の福祉向上のための取組の実施状況、富士市放課後児童クラブ運営評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- 富士市放課後児童クラブ運営評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- 放課後児童クラブの理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、放課後児童クラブの存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

21 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。

放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。

放課後児童クラブの事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。

外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

2 2 Ⅱ-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。

様々な社会資源（自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織、放課後子供教室、児童館等）と連携している。

子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。

放課後児童クラブへの理解を得るために、地域の人々と放課後児童クラブとの交流の機会を定期的に設けている。

個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

23 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

24 Ⅱ-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもや保護者等の状況に対応できる社会資源を明示したりリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 家庭での虐待など権利侵害が疑われる子どもへの対応について、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
- 子どもの発達・生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等により、学校や、保育所、幼稚園等との積極的な連携が図られている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

25 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□放課後児童クラブが実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

26 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。

把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。

放課後児童クラブが有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。

地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

27 Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもや保護者等を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもや保護者等を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標的な実施方法等に反映されている。
- 子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- 子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

28 Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どもや保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。
- b) 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どもや保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

子どもや保護者等のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。

規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。

一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。

子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

29 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、実施する育成支援の内容や放課後児童クラブの特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 放課後児童クラブの利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 利用を希望する子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

30 Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 放課後児童クラブの利用開始・変更の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- 放課後児童クラブの利用開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 放課後児童クラブの利用開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 特に配慮が必要な子どもとその保護者等への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
- 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者等のニーズ等について、把握確認し、放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等に分かりやすく説明し、情報交換をしている。

Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。

31 Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の満足度を把握する仕組みを整備し、その結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもや保護者等の満足度を把握する仕組みを整備し、その結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の満足度を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

子どもや保護者等の満足度に関する調査が定期的に行われている。

子どもや保護者等への個別の相談面接や聴取、懇談会が、子どもや保護者等の満足度を把握する目的で定期的に行われている。

子どもや保護者等の満足度に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子どもや保護者自身の参画のもとで検討会議の設置等行われている。

分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

3 2 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。
- 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。
- 苦情相談内容にもとづき、放課後児童クラブの質の向上に関わる取組が行われている。

33 Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもや保護者等に伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもや保護者等に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

子どもや保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

34 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもや保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

職員は、日々の福祉サービスの提供において、子どもや保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。

意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもや保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。

相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。

意見等にもとづき、放課後児童クラブの質の向上に関わる取組が行われている。

対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

Ⅲ-1-(5) 安全・安心な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

35 Ⅲ-1-(5)-① 安全・安心な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価の着眼点

リスクマネジメントに関する責任者を明確化するなどの体制を整備している。

事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。

職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。

事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

36 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。

37 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

災害時の対応体制が決められている。

立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。

子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。

防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

保護者等が災害により帰宅困難となった場合の対応方法が決められ、保護者等と共有されている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している。

38 Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。

【判断基準】

- a) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた育成支援が実施されている。
- b) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた育成支援の実施が十分ではない。
- c) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

標準的な実施方法が適切に文書化されている。

標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。

標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。

標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

39 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

育成支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。

育成支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。

検証・見直しにあたり、育成支援の計画の内容が必要に応じて反映されている。

検証・見直しにあたり、職員や子どもや保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。

40 Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

育成支援の計画策定の責任者を設置している。

育成支援の計画には、子どもの具体的なニーズが明示されている。

育成支援の計画を策定するため、職員の合議と子どもの意向把握の手順を定めて実施している。

育成支援の計画どおりに育成支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。

障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応について検討し、積極的かつ適切な育成支援の提供が行われている。

41 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

育成支援の計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握を行うための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。

見直しによって変更した育成支援の計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。

育成支援の計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、育成支援を十分に提供できていない内容（ニーズ）等、育成支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。

4.2 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子どもの育成支援の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子どもの育成支援の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子どもの育成支援の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 育成支援の計画にもとづく育成支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

43 Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。